ご　送　付

２０２０年５月１日

南あわじ警察
署長　藤　原　孝　治　様
（FAX:0799-42-0120）

〒530-0047　大阪市北区西天満６丁目７番４号　大阪弁護士ビル４階
植田法律事務所
ＴＨＥペット法塾代表
弁護士　植　田　勝　博
電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

この度、兵庫県警察の引取犬猫のセンターでの殺処分が、基本的に社会に公示されないまま殺処分がされている事実が多数あり、この告発を検討していましたところ、本件事件が発生しました。

警察は、動物を保護する責務、動物犯罪の取締り（動物愛護法44条）、動物を行政として生かす義務（動物愛護法1条、2条、3条、35条4項）に反して、警察による動物の生きる機会を奪い殺処分をする行為がされており、これにつきＴＨＥペット法塾は、動物に関する法律が、現場の行政、警察で遵守されることを求めて活動をしております。

ＴＨＥペット法塾は、本来、警察がされるべき所有者探しと犯罪捜査（目撃者情報など）を得るための作業をした上で、その処分としての譲渡先を確保、引取を検討をすることが法の趣旨にかなうと考えますので、その時間は警察の方に所有者の届出ないし犯罪情報の入手にご協力をお願いしたいと思います。

2020年5月15日過ぎにおいて、犯罪者ないし所有者の情報が得られなかったときは、譲渡先確保（併行予定）引取をいたしますので、その点お含みおきをお願いいたします。

なお、本件は兵庫県警察の動物殺処分行政について、警察庁が、その基本方針を示しておられると理解しましたので、これは単に兵庫県だけの問題とは言えず、警察庁の動物愛護法の遵守がされていないと考えられ、この点についても注意喚起と警告をいたします。

人倫の基本として、動物の命を基として警察、行政がされることが基本です。

よろしくご協力、ご支援をお願い申し上げます。